

平成 19 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

金沢大学大学院法務研究科
法務専攻

平成 20 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育目的	8
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	13
第 4 章 成績評価及び修了認定	15
第 5 章 教育内容等の改善措置	18
第 6 章 入学者選抜等	19
第 7 章 学生の支援体制	21
第 8 章 教員組織	23
第 9 章 管理運営等	26
第 10 章 施設、設備及び図書館等	28
<参 考>	31
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	33
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	34

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

19年7月	書面調査の実施 教員組織調査専門部会（注1）の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査）
8月	評価部会（注2）の開催（基準ごとの判断の検討及び優れた点及び改善を要する点等の検討）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定）
11月	運営連絡会議（注3）、評価委員会（注4）の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定）
12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった内容等を中心に対象法科大学院の状況を調査）
20年1月	評価部会の開催（評価報告書原案の作成）
3月	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価過程での問題点等の審議、評価報告書原案の整理、評価報告書原案の審議・決定、評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知〕）
	<p>（注1） 教員組織調査専門部会・・・法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会</p> <p>（注2） 評価部会・・・法科大学院認証評価委員会評価部会</p> <p>（注3） 運営連絡会議・・・法科大学院認証評価委員会運営連絡会議</p> <p>（注4） 評価委員会・・・法科大学院認証評価委員会</p>

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

青 山 善 充	明治大学法科大学院長
荒 川 正 昭	前大学入試センター理事長
安 西 祐一郎	慶應義塾長
磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
井 田 良	慶應義塾大学教授
稲 葉 威 雄	早稲田大学教授
井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
金 井 康 雄	司法研修所教官
木 藤 繁 夫	牛島総合法律事務所弁護士
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
小 島 武 司	桐蔭横浜大学長
◎佐々木 毅	前東京大学総長
佐 藤 幸 治	近畿大学教授
館 昭	桜美林大学教授
○田 中 成 明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚 原 英 治	東京南部法律事務所弁護士
中 森 喜 彦	京都大学理事・副学長
南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
濱 田 道 代	名古屋大学教授
松 尾 龍 彦	司法評論家
三 井 誠	同志社大学教授
諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部力	立教大学教授
磯村保	神戸大学教授
○井上正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
碓井光明	東京大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
曾根威彦	早稲田大学大学院法学研究科長
滝澤正	上智大学法科大学院長
舘昭	桜美林大学教授
◎田中成明	関西学院大学教授
棚村政行	早稲田大学教授
土井真一	京都大学教授
中川丈久	神戸大学教授
中森喜彦	京都大学理事・副学長
長谷部恭男	東京大学教授
深田三徳	同志社大学教授
三井誠	同志社大学教授
安永正昭	神戸大学教授
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第7部会)

秋山仁美	慶應義塾大学教授
○河上正二	東北大学教授
官澤里美	官澤法律事務所弁護士
島野康	国民生活センター理事
中山充	香川大学大学院連合法務研究科長
丸山雅夫	南山大学副学長
◎三井誠	同志社大学教授
我妻学	首都大学東京教授
亘理格	北海道大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

○磯村保	神戸大学教授
碓井光明	東京大学教授
河上正二	東北大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
田中成明	関西学院大学教授
田村幸一	司法研修所教官
中森喜彦	京都大学理事・副学長
長谷部恭男	東京大学教授
濱田道代	名古屋大学教授
◎三井誠	同志社大学教授
山川隆一	慶應義塾大学教授
山口幹生	法務省法務総合研究所総務企画部付
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 章ごとの評価」において第1章から第10章のすべての基準を満たしている場合、当該法科大学院は当機構の定める法科大学院評価基準に適合していることを、また、1つでも満たしていない基準があれば、法科大学院評価基準に適合していないこと及びその理由を記述しています。

さらに、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、主な優れた点を抽出し、上記結果と併せて掲げています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 優れた点及び改善を要する点等」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れた点、特色ある取組、改善を要する点等を記述しています。

さらに、「3 章全体の状況」には、章全体の状況について、次の4段階の判断記述に当てはめて、最も適切と判断したものを記述しています。

- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。
- ・ 当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、
「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本評価報告書は、対象法科大学院を置く大学へ通知するとともに文部科学大臣に報告します。また、すべての対象法科大学院の評価結果を取りまとめた「平成19年度法科大学院認証評価実施結果報告」の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

金沢大学大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生1人に対し、アドバイス教員2人が配置されており、可能な限り研究者教員と実務家教員の組み合わせで構成され、個別の指導及び助言がきめ細かく行われている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が15年以上の実務経験を有している。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。

II 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野として基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などによって厳格に設計され、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積などを通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の基本理念は、「地域に根ざした法曹教育」であり、教育目的は、「①適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成、②紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなしうる法律家の養成」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「①ホーム・ロイヤー、②国または地方公共団体等において貢献をなし得る法律家、③ビジネス界において活躍し得る法律家」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、基礎から応用、実体法から手続法、理論から実務への段階的な学修を可能にする総合的なカリキュラムの編成、徹底した少人数教育、地域に根ざした実践的な教育、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、基本理念及び教育目的を効果的に実現するために、1年次に実体法の講義、2年次に手続法の講義及び法律基本科目の演習、3年次に分野横断的な問題や実務との関係を意識した総合演習が配置されているほか、年次が進むにつれ実務家教員の関与と実務的な視点を強めるなどにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の授業科目が配置されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の実務に係る授業科目が配置されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容になっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が配置されており、実務の経験を経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「政治学」、「地方自治の現状と課題」、「公共政策論(政策法務)」等が配置されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に

関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることによって寄与する専門的な教育内容になっている。

(4) 展開・先端科目としては、①ホーム・ロイヤー、②国または地方公共団体等において貢献をなし得る法律家、③ビジネス界において活躍し得る法律家という3つの履修モデルをもとに、①ホーム・ロイヤーとの関連では授業科目「医事法」、「倒産処理法」等、②国または地方公共団体等において貢献をなし得る法律家との関連では授業科目「環境法」、「国際法適用論」等、③ビジネス界において活躍し得る法律家との関連では、授業科目「経済法」、「国際取引法」等がそれぞれ配置されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容になっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることなく、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、すべて必修科目であり、その必修総単位数は、公法系科目 12 単位、民事系科目 30 単位、刑事系科目 14 単位、法律基本科目の前提的・基礎的知識の修得を目標とする授業科目「法学入門」（1 単位）の合計 57 単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」（2 単位）が必修科目として配置され、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務の基礎」（2 単位）が必修科目として配置され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎」（2 単位）が必修科目として配置されている。法情報調査は、授業科目「法情報調査」（1 単位）が必修科目として配置され、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事法総合演習 I」及び「刑事訴訟実務の基礎」（各 2 単位）の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」が配置され、クリニックは、授業科目「クリニック」が配置され、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」が配置されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち 4 単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち 12 単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条（単位）、第 22 条（1 年間の授業期間）及び第 23 条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育にかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修を可能とする制度は採用されていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、40人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材や具体的な事案や事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次の授業科目において、ソクラテス・メソッドを中心としながら場合に応じて講義形式を併用しての双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が実施され、2年次以上を対象とする授業科目においては、あらかじめ指定された判例や事例問題等を題材に議論を行うなど、双方向的又は多方向的授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「クリニック」及び「エクスターンシップ」については、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」については、教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されるとともにウェブサイトに掲載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、各授業における事前の教材配付、予習・復習の指示、時間外の学習支援のためのオフィスアワーの設定、弁護士チューターによる学生の質問への対応、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないものの、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるようおおむね配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位（授業科目「エクスターンシップ」（2単位）を除く。）が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないため、十分な時間の確保について配慮する必要がある。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価の基準の設定、学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の学生への告知など、成績評価が学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価が設定され、GPA制度の導入など評価の在り方、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは履修の手引に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、小テスト、レポート、平常点等としており、これについてはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置については、成績が不可と判定された学生による異議申立て制度の整備、「カリキュラム・FD委員会」における教員間での成績評価に関する情報の共有などがとられている。

成績評価の結果については、定期試験の解答例、採点基準及び採点済答案の写し、成績分布データなどの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る追試験は一定の要件に該当する学生についてのみ、期末試験と同じ実施方法で行われており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。なお、再試験は、実施しないこととされている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、提出されたシラバスを審査した上で、教授会の審議を経ることとされており、教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、履修の手引に記載されているほか、新入生ガイダンス等によって学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。（基準2-1-3参照。）

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、94単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を、合計 31 単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。また、入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位と合わせて、合計 30 単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）に関しては、1 年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において修得した単位と合わせて、30 単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 30 単位、刑事系科目 14 単位のほか、授業科目「法学入門」（1 単位）、法律実務基礎科目 11 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3 分の 1 以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本学法学部における試験問題を調査するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保っており、公平性、開放性、多様性が確保されている。

法学既修者認定試験は、憲法・行政法、民法・商法、刑法の 3 分野 5 科目について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1 年間の在学期間の短縮を認め、29 単位を修得したものとみなしている。この 29 単位については、1 年次の必修科目 30 単位から授業科目「法情報調査」（1 単位）を除いた合計 29 単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を考慮した教育上妥当な方法が用いられている。

以上の内容を総合し、「第 4 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第 4 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「カリキュラム・FD委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、「カリキュラム・FD委員会」による教育内容等の改善及び教員の能力向上・知見確保を目的とする各種研修の企画・運営などが行われている。また、学生に対して勉学生活アンケートと授業評価アンケートが実施されており、これらのアンケート結果については、教員研修会でテーマに取り上げられ、今後に活かすよう検討されている。このほか、教員相互の授業参観が実施されている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、教員相互の授業参観及びそれに付随する意見交換会の実施を通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、教員相互の授業参観及びそれに付随する意見交換会の実施、弁護士事務所における実務研修への参加、模擬裁判の開催等を通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試・広報委員会」及び「入試実施委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる基本理念及び教育目的に照らして、「①推論能力や論理展開能力等、法学教育に必要な基礎能力を備えている方、②『人間と社会に対する健全な関心と判断能力』を有する方、③様々なバックグラウンドを有する方、④法律基本科目に対する基礎的な専門知識を有する方(短縮コースのみ)」として設定し、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の基本理念、教育目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、進学説明会、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする「標準コース」と、標準コース合格者のうち、「短縮コース」としてさらに法学既修者の認定を希望する者に対し、法律専門科目試験を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点比率、過去の入試状況（合格者数、法律専門科目試験問題、小論文試験問題、成績結果等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価できるよう、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験の成績、成績証明書による書類審査、面接試験、小論文試験（短縮コースについてはこれらに加えて法律専門科目試験）を課すことにより、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、法学関係以外の学部出身者及び社会人に対する優先合格枠（合格者のうち3割程度）の設定、入学後の抱負や各種資格を記載した志望理由書に基づく面接試験及び小論文試験の実施によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約53%、平成17年度は約41%、平成18年度は45%、平成19年度は約41%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員120人に対し、平成19年度の在籍者数は119人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者受入について、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 金沢市を含む北陸地域をはじめ、東京都、名古屋市、大阪市で入学希望者等に対する進学説明会を開催し、アドミッション・ポリシー等に関する事前周知に努めている。
- 入学者に占める法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合が、平成16年度は約53%、平成17年度は約41%、平成18年度は45%、平成19年度は約41%といずれも高率を示している。
- 入学者選抜において、多様な学生を確保するために、法学関係以外の学部出身者及び社会人について、優先合格枠を設けている。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、基本理念及び教育目的に照らして、入学から修了までの間、アドバイス教員による個別相談、オフィスアワーの設定などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学時におけるオリエンテーションを通じて事前指導を行うとともに、各学期の授業開始前においても科目ガイダンスが行われるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、前期授業期間の開始前に授業科目「法学入門」及び「法情報調査」が開講されている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、ガイダンスが実施されている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るために、週に1時間程度のオフィスアワーが設定され、教員室及び学生相談室において、学習相談や学習上の助言が行われている。各教員のオフィスアワーの時間はシラバスに掲載され、事前周知が図られている。なお、履修の手引及びウェブサイトには各教員の教員室の連絡先が掲載され、学生が教員と連絡を取りやすいように配慮がなされている。

また、学生1人に対して、2名ずつのアドバイス教員が配置されており、履修上及び生活上の相談に対応するなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、弁護士チューターによって学習支援のためのアドバイスが行われるほか、修了生が学生アドバイザーとして配置されているなど、各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構及び民間奨学団体からの奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学科・授業料の免除及び徴収猶予制度が整備されている。

修学や学生生活については、「教務・学生委員会」を設置して、学生生活全般について対応するとともに、保健管理センターにおいて定期健康診断及び健康に関する各種相談が実施され、学生ボランティアによる生活相談体制も設けられている。また、各種ハラスメントについては、全学的な規程が定められ、相談窓口が設けられるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある者に対する支援として、入学者選抜試験において、学生募集要項の中で障害のある入学志願者に対する事前相談に係る内容が記載されており、受験の機会が確保されている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備としては、エレベーター、自動ドア、点字ブロック、身障者用の駐車場等を設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対する修学上の支援・特別措置としては、対象となる学生が入学した際には、事前相談を踏まえて必要な措置・対応策を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、全学的組織として「就職支援室」が設置されているほか、アドバイス教員による指導、助言及び進路選択に関する相談等の実施など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 学生1人に対し、アドバイス教員2人が配置されており、可能な限り研究者教員と実務家教員の組み合わせで構成され、個別の指導及び助言がきめ細かく行われている。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、大学ウェブサイトの「教員総覧」及びウェブサイトの「担当教員の紹介」において学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、ウェブサイトの「担当教員の紹介」において、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「選考委員会」が選考基準に基づいて候補者の教育・研究歴、研究業績、実務経験等を厳正に審査し、教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、「教務・学生委員会」が候補者の経歴及び業績に基づき審査をし、教授会において審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そ

のうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、基本理念及び教育目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて、専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）のいずれの分野にも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、みなし専任教員を配置することなく、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員15年以上の実務経験を有する者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目であり、そのうち必修科目の授業は、ほぼすべてが専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が3人いるものの、他の専任教員は20単位以下にとどめられており、適正な範囲内である。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、事務職員が配置されているほか、法務研究科図書室に司書が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、ウェブサイトの「担当教員の紹介」を通じて学内外に開示されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が15年以上の実務経験を有している。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する教員については、みなし専任教員を配置することなく、すべてが専任教員とされている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、教授会が置かれている。当該教授会は、専任教授、専任准教授及び専任講師により構成されており、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために「角間北地区事務部」が組織され、総務、人事、会計、教務、学生生活等を担当する職員が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、申請による資金の配分制度があるほか、学内再編に伴い一時的に休止されているものの、学長ヒアリングが行われており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「点検評価委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己点検評価書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「点検評価委員会」が設置され、教育内容、教育方法、成績評価、入学者選抜、修了認定等の項目が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、「点検評価委員会」が中心となって本法科大学院全体で組織的な改善を図る体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証を行うよう努めている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院においては、法科大学院における教育活動等の状況について、進学説明会の開催、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、法科大学院案内等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集要項、法科大学院案内等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、「角間北地区事務部」により収集され、5年間、事務室に保管するものとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書室、教員室、事務室等の施設が整備されている。教室の一部については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室、演習室及び実習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる非常勤講師室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室のほか、学生相談室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、現状においては一部の自習室が別の建物にあるものの、他の自習室が法務研究科図書室に近接していることから、自習室と法務研究科図書室との有機的連携がおおむね確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、各施設に、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、教室及び演習室についてはプロジェクタ、DVDデッキ、ビデオデッキ等の視聴覚機器、事務室には複写機、印刷機器が配備されている。また、法情報の検索・収集のための判例・法律文献データベースとして「TKC法科大学院教育研究支援システム」及び「LLI判例・法律雑誌検索システム」が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、法務研究科図書室が整備されている。

法務研究科図書室は本法科大学院が専用とする施設であり、教育及び研究その他の業務に支障なく使用

されている。

法務研究科図書室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

法務研究科図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられている。

法務研究科図書室の所蔵する図書及び資料については、カードキーによる入退室の管理を行うほか、学生及び専任教員の希望に応じた図書及び資料の購入を図るなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、図書及び資料検索用パソコン、プリンタ、複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 法務研究科図書室に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

【特記すべき事項】

- 自習室については、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。
- 現時点では一部の自習室と教室、演習室及び図書室との距離がやや離れているため、今後とも当該施設間の連携に配慮されることが望ましい。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

金沢大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

石川県金沢市

(3) 学生数及び教員数（平成 19 年 5 月 1 日現在）

学生数：119 人

教員数：16 人（うち実務家教員 5 人）

2 特徴

本研究科の基本的な教育目標は、本学法学部・大学院法学研究科のそれと共通する。すなわち、「人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力の涵養」である。法学部が法を対象とする諸学問の教育研究の場であり、そこでの修学の中心が実定法の解釈学におかれることは自然の傾向であるものの、法律を適用して紛争を解決し、あるいは種々の政策を策定するのはあくまでも「人」であり、その適用対象もまた基本的には「人」である。したがって、法を解釈・適用し、運用する者が、「人」の現に生活する社会に対して常に関心を払い、深い理解を示すということが、「法による支配」にとって不可欠となる。

このような基本的な教育目標のもと、法学部は、今日に至るまで約 160 人の法曹を輩出し、また、北陸地域を中心に企業や地方自治体に企業人・行政官を輩出するなど、高等教育機関としての社会的役割を果たしてきた。また、大学院法学研究科も、企業法務担当者や公務員等、地域社会に貢献しうる多数の人材を輩出し、また、少なからぬ数の法学・政策学系の研究者を輩出してきた。

こうした背景のもと、本研究科は、司法制度改革審議会の意見書に示された制度改革の趣旨、並びに法科大学院の全国適正配置の方針を踏まえ、法学部・大学院法学研究科と共通の基本的な教育目標のもと、法曹養成に特化した専門職大学院として平成 16 年 4 月に設置された。

その際、①本研究科が金沢市という地方都市に位置し、弁護士過疎地域に隣接する地に位置することといった地域的特性、②北陸を中心とした地域社会において高等教育機関としての社会的役割を果たしてきたという本学法学部・大学院法学研究科の歴史に鑑み、「地域に根ざした法曹養成」を本研究科の基本理念として掲げた。この基本理念に基づく具体的な教育目標に関わる本研究科の

特徴については次項に譲り、それ以外の本研究科の特徴を以下に述べる。

徹底した少人数教育

本研究科は、1 学年定員 40 人であり、法科大学院としては小規模である。そのため、必然的にすべての授業において、少人数教育が実践されている。特に、2 年次に降に担当している演習・総合演習においては、1 学年を 2 クラスに分けて授業を実施するため、1 クラスの人数は約 20 人弱となり、教員と学生、学生相互の活発な討論が可能となる。また、主に 1 年次に開講される講義についても、受講者は最大で約 40 人とどまるため、教員は学生の理解度を見極めながら授業を展開することが十分に可能であり、双方向・多方向の授業も実践しやすい状況が常に作られている。

さらに、学生数が少ないことは必然的に、教員と学生との距離を縮め、学修指導に大きな効果をもたらす。教員は適宜、相互に情報を交換しながら個々の学生の個性、学修の進捗度等を容易に把握することができ、これに応じた学修指導をすることができる。また、学生が教員に気軽に質問できる雰囲気や状況が、常にある。

地域に根ざした実践的な教育

本研究科は設置以前から一貫して、北陸三県の弁護士会（金沢弁護士会・富山県弁護士会・福井弁護士会）から全面的な協力・支援を受け、理論と実務の架橋を意識した実践的な教育を実施している。例えば、学生が弁護士事務所において実務研修を行う「エクスターンシップ」では、北陸三県の弁護士事務所において学生の受入及び指導を得ており、市民からの無料法律相談を受ける「クリニック」でも北陸三県弁護士の指導を仰いでいる。また、課外活動として実施している模擬裁判においても、北陸三県の弁護士から学生の指導、被告人や証人等の配役としての出演等の協力を受けている。

さらに、上記の実践的な教育を行う過程で、①金沢地方裁判所、金沢家庭裁判所、金沢地方検察庁から、裁判員制度や参与員制度に関する資料の提供、レクチャー、②金沢刑務所から、刑務所見学、矯正行政に関するレクチャー等、地元の法曹及び法務行政機関から様々な形で協力を得て、教科書だけの学修にとどまらない、実務を踏まえた教育を実践している。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本研究科は、本学における法学教育に通底する考え方である「人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力の涵養」を根幹としつつ、前述のとおり、金沢市という地方都市に位置すること、弁護士過疎地域に隣接する地に位置することといった地域的特色、さらには、北陸を中心とした地域社会において高等教育機関として社会的役割を果たしてきたという本学法学部の歴史に鑑み、**地域に根ざした法曹養成**を本研究科の基本理念として掲げている。これに基づき、次の二つを教育目的に据えている。

1. 適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成

北陸地方に限らず、我が国の地方都市では、法律事務所の多くは弁護士1人の個人経営又は2～3人による小規模な共同経営によって運営されている。当然、大都市における大規模法律事務所のように、専門化・分業化は進んでいない。ところが、持ち込まれる事件の種類は、民事、刑事、行政の各分野に及び、その内容も、交通事故、医療事故、消費者問題、労働事件、環境問題、相隣関係、離婚、相続、特許紛争など多岐にわたる。弁護士は、これらの事件を、紛争の端緒から終局段階に至るまで、一人で処理しなければならない。ここで必要とされるのは、ある特定の狭い先端的分野だけの専門家ではなく、日常的に生じうるあらゆる法的問題を、一定水準を保ちつつバランス良く包括的に解決することのできる能力を備えた法律家である。

そこで、本研究科では、様々な法的紛争を適切かつ迅速に解決すべく、事件を分野横断的に捉えることができる法律家を養成することを、第1の目的としている。この目的を達成するため、①法律基本科目のバランスのとれた習熟、②紛争解決に関する手続・実務への精通、③紛争類型に則した分野横断的な洞察力の養成を、具体的な教育目標として設定している。すなわち、あらゆる法的問題の解決がたった一人の法律家に委ねられる場面が多いことを考えると、解釈法学、紛争解決法学の根幹を成す法律基本科目の習熟が不可欠なのはいうまでもない。さらに、法的問題の端緒から終局段階に至るプロセスが一人の法律家に委ねられる場面が多いことを考えると、実体法のみならず手続法についても、理論・実務の両面において精通していることが不可欠である。また、複数の領域にまたがる複雑な問題を一人で処理するためには、広い視野に立った分野横断的な洞察力を備えていることが必須となる。

2. 紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなす法律家の養成

第1の目的に加え、一方では、21世紀の社会を担う法曹は、単に法的紛争の解決のみにとどまらず、紛争予防のためのシステムを構築することに対しても、重要な役割を演じていかななければならない。特に、地方分権がますます進む今日、地方自治体の各種審議会等において、既存の法制度や組織の整合性に配慮しながら将来起こりうる問題解決・紛争予防のための枠組みづくりに指導的役割を期待される場面が多くなると予想される。

他方では、契約書や遺言書の作成、個人の財産管理、会社設立等、私人間に生じる法的問題の調整も、法的サービスが行き届かなかった地方都市では、法曹の重要な業務として、今後大いに期待される。

そこで、本研究科では、《公・私》の場面において、紛争予防のための調整能力を備え、社会貢献をすることのできる法律家の養成をすることを、第2の目的としている。この目的を達成するため、①社会状況を的確に把握する能力、それに基づく制度設計能力の育成、②私的紛争を予測・回避する能力の養成を、具体的な教育目標として設定している。もっとも、①と②の関係については、すべての学生が①②の両者を達成しなければならないと捉えるのではなく、個々の学生が自らの興味・関心や目指す法曹像に応じて、少なくともいずれか一方を達成することができれば足りる教育目標と位置づけている。

本研究科では、このような教育目標の達成という観点から、カリキュラムを編成している。